

# 産業技術研究助成事業（若手研究グラント）平成 20 年度第 1 回公募 FAQ（よくある問い合わせ）

応募の際に NEDO 技術開発機構に寄せられる質問の中から代表的なものをまとめましたので、参考にしてください。

なお、応募される分野に係る応募の要件等の詳細については、公募要領をご参照ください。

## 1. 事業の目的関連

Q1-1. 産業技術研究助成事業は、どのようなことを目的とする事業ですか。

A1-1. 本事業は、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が取り組む産業応用を意図した研究開発（目的指向型基礎研究）を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図るものです。研究のステージは、産業技術を指向する研究又は実用化を目指したシーズ研究という位置づけです。

また、我が国の研究の強みをより強固なものとするため、海外の研究の強みを取り込んだ国際的な研究連携を戦略的に進めます。これにより、イノベーションのグローバル化を推進し、我が国の産業競争力のさらなる向上を目指します。さらに、本事業で助成する連携研究の遂行を通じて、我が国の若手研究者を、産業技術研究における次世代の国際的なリーダーとして育成します。

Q1-2. ステージ I とステージ II の位置付けを教えてください。

A1-2. ステージ I とは、「課題解決育成」に繋がる研究テーマが対象になります。産業応用に向けた課題解決に繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。設定課題の解決に向けて顕著な成果をあげて産業応用への展開が期待できるテーマと評価された研究テーマについては、ステージ II に進むことができます。

ステージ II とは、「企業連携育成」を目標に掲げている研究テーマが対象になります。民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。研究終了時までには、民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。NEDO 技術開発機構も、研究の進捗状況に応じて、連携先を探索するなど企業連携に向けた積極的な支援を行います。

## 2. 応募要件・資格関連

Q2-1. 産業技術研究助成事業は、大学・研究機関等の若手研究者を助成する事業ということですが、年齢に関する要件はどのようなものですか。

A2-1. 公募要領に記載のとおり、本事業では産業技術研究人材の育成を図ることも目的としております

ので、「研究代表者(個人で応募する場合はその個人)が、原則として公募締切日において満40歳未満であること。」を、要件としています。ただし、本事業の目的に照らして特に優れた研究提案であると認められる場合には、40歳以上の者が研究代表者となる提案であっても採択する場合があります。分野による扱いの違いについては、A2-2 及び A2-3 をご覧ください。

Q2-2. 環境エネルギー分野の応募要件について教えてください。

A2-2. 環境エネルギー分野においては、地球環境問題等への対応が緊急の重要課題であることを踏まえ、エネルギー効果の顕著な研究テーマを重点的に推進する観点から、審査の過程で特にエネルギー効果が高い優れたテーマであると認められる場合には、研究代表者の年齢によらず採択します。

Q2-3. 革新的融合分野、産業技術に関する社会科学分野では、平成18年度公募までの年齢条件(満45歳未満)を踏まえ、本年度も柔軟に運用しますとの記載が公募要領にありますが、40歳以上の研究者が応募した場合、どのような扱いとなりますか。

A2-3. 本事業は産業技術研究人材の育成を図ることも目的としておりますので革新的融合分野、産業技術に関する社会科学分野においても若手研究者を優先して採択しますが、これらの分野の特性に応じ、平成18年度公募までの年齢条件(満45歳未満)を踏まえ、原則45歳未満であれば若手研究者とみなします。

Q2-4. 研究分担者に40歳以上の者を加えることはできますか。

A2-4. 研究チームに満40歳以上の研究分担者を加えることは可能です。募集区分E(国際分野)においては、海外の研究機関に所属する研究分担者の中に満40歳未満の者が1名以上含まれていることが必要です。

Q2-5. 外国人(外国籍を持った研究者)は応募できますか。

A2-5. 募集区分 A~D では、日本国内に在住し、日本国内で自ら研究を行っている大学・研究機関等の常勤・みなし常勤の研究者であれば、国籍は問いません。したがって、公募要領の「2.2.(1)、(2)、(4)」の要件を満たせば、外国人(外国籍を持った研究者)も応募できます。ただし、研究代表者は、NEDO 技術開発機構の担当者として日本語で意思疎通を行える能力が求められます。募集区分 E(国際分野)では、研究代表者は日本国籍であることが必要です。

Q2-6. 大学院生は研究代表者及び研究分担者になれますか。

A2-6. 本事業では、学生は対象外としており、研究代表者及び研究分担者にはなれません。

Q2-7. 研究開発期間中に長期の海外出張・赴任等をする可能性があるのですが、研究代表者になれますか。

A2-7. 応募できません。本事業は研究者個人に対して助成を行うものであり、採択に際しては、提案内容はもとより、研究代表者の研究管理能力を評価しています。

また、当該助成を受けることにより一定の専念義務が発生することから、研究代表者が長期間にわたり研究現場を離れることは望ましくないため、あらかじめ予想される場合は応募できません。

なお、ここでいう「長期」とは6ヶ月を超える場合を想定しています。

Q2-8. 所属機関等の承諾書は必ず必要ですか。また、どのレベルの承諾書が必要ですか。

A2-8. 提案時点では必要ありませんが、採択になり、助成金交付申請書の提出時には、研究代表者及び研究分担者全員に関して必要です。

なお、承諾権者は特に指定はしませんが、所属機関の承諾書では、研究機関の規程等により当該事務を専決処理できる者、例えば、大学においては、学部長、国立研究所・公設試験研究機関にあつては所長、独立行政法人にあつては部門長等となります。

Q2-9. 経理委任を受ける機関の具体的な業務について教えてください。

A2-9. 具体的には、主要な業務として以下のものが考えられます。

- ①助成金で購入する設備、消耗品、物品等の発注、契約、検収、支払に関する業務
- ②助成金の預金口座の管理に関する業務
- ③助成金の予算執行、管理に関する業務
- ④会計帳簿の記帳に関する業務
- ⑤助成金に係る収支決算報告書の作成に関する業務
- ⑥助成金に係る関係書類(領収書等を含む。)の保管に関する業務
- ⑦助成金で取得した設備機器の管理に関する業務
- ⑧助成金の経理処理に係る NEDO 技術開発機構との連絡に関する業務
- ⑨助成事業終了後(5年間)の上記①～⑧に係る帳票等の保管及び実地調査の対応に関する業務

### 3. 申請・審査関連

Q3-1. 「連携民間企業」がある場合、審査においてどのように有利になるのですか。

A3-1. 本事業は産業技術を指向する研究又は実用化を目指した研究と位置付けていますので、当初、提案書を申請される段階において「民間企業」との連携が図れていれば、より良い評価を受けられる可能性があります。ただし、必ずしも、「民間企業」との連携が必要ではありません。

### 4. 助成対象経費関連

Q4-1. 研究代表者が受け取る助成金に対して所得税は課税されるのですか。

A4-1. 公募要領に記載のとおり、本事業の助成金は、研究に必要な費用を助成するものであり、助成金の交付方法は原則、四半期ごとの概算払いとしています。原則、非課税ではありませんが、12月末時点で助成金の執行残額がなければ、所得税は課税されません。

Q4-2. ポスドク等を研究支援者として雇用したいのですが、研究代表者が直接雇用することはできますか。

A4-2. 研究代表者と被雇用者との間で雇用関係が直接生じるような雇用形態は認めていません。ポスドク等の場合も同様です。したがって、次の方法により受け入れてください。

- ①所属機関が労働者派遣業者との契約により、研究員等を受け入れる。
- ②所属機関が研究員等を雇用し、受け入れる。(ただし、所属機関で雇用できる規程等が整備されていることが必要となります。)

Q4-3. 研究補助者を研究に従事させることによるアルバイト代、学会等の参加旅費を助成経費として支出することは可能ですか。

A4-3. 研究補助者(研究代表者又は研究分担者の管理のもと、研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う者(例えば、大学院博士課程在学者))に対しては、アルバイト代を支払可能であるほか、必要に応じて学会等に参加する際の旅費も認められます。アルバイト代は、「謝金等」に計上してください。

Q4-4. 学会への参加のための旅費、参加費はどの程度認められますか。

A4-4. 国内外を問わず、ただ単なる学会出席のための旅費、参加費は認められません。

助成対象となった研究の成果発表のための出席や、当該研究と直接関連する学会への出席は可能です。(学会の年会費は認められません。)

なお、旅費の支出基準については各所属機関の規程等に従ってください。

Q4-5. 試作及び分析等の外注費は認められますか。

A4-5. 基本的には認められます。ただし、研究開発要素が強い外注(研究開発内容そのものを外注するような場合)については、本事業の趣旨から認められません。

Q4-6. 特許出願に必要な費用の取扱いについて教えてください。

A4-6. (別添 6)「助成対象経費の範囲」に記載してあるとおり、本事業により生じた研究成果の産業財産権の全部又は一部が研究者個人に帰属する場合、特許の国内出願(出願手数料、審査請求手数料等)及び国際出願料については、直接経費のうちの「その他」の費用として支出できます。ただし、所属機関等との共同出願については、持分比率に応じた経費のみ認められます。

なお、研究者より譲渡された当該権利の全部又は一部を所属機関が出願する場合は、間接経費等を活用してください。

Q4-7. 購入機器については所属研究機関に寄付することとなっていますが、寄付の時期はいつが適当ですか。

A4-7. 研究代表者は機器設備の取得後、原則として遅滞無く、研究代表者又は研究分担者の所属機関等に寄付いただくものとし、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図って頂きます。

## 5. 電子申請関連

Q5-1. 電子申請システムにより申請するにはどうすればよいでしょうか。

A5-1. あらかじめ電子申請システムを利用するための ID とパスワードを取得していただきます。また、電子申請システムソフトウェアもダウンロードして、インストールしていただく必要があります。

Q5-2. ユーザ ID とパスワードは、いつまで有効ですか。

A5-2. 当該公募期間が終了するまでです。ユーザ ID・パスワード申請時に登録いただいた個人情報と一緒にデータを削除します。次回の公募の際には、新たにユーザ ID・パスワードの登録申請をお願いします。

Q5-3. 提案書の電子ファイル作成において、注意事項はありますか。

A5-3. 提案書は、電子申請システム又は NEDO 技術開発機構ホームページよりダウンロードしたファイルを基に、Windows の Microsoft Word 2000 形式又は Microsoft Word 2003 形式で作成してください。審査のため、NEDO 技術開発機構及び守秘義務契約を結んだ印刷業者にて印刷します。そのため、余白を十分確保すると共に一般に出回っていないフォント、画像ファイル形式等は使用しないでください。なお、カラー印刷は研究開発構想図のみです。他のページは白黒印刷となります。容量は、特許要約版等の添付資料を含めて 4MB 以下にしてください。4MB を超える場合は、特許要約版等の添付資料を別送扱いとするか、紙資料にて申請してください。

Q5-4. 特許要約版の電子ファイルを添付することはできますか。

A5-4. Windows の Microsoft Word 2000 形式、Microsoft Word 2003 形式、又は PDF 形式の電子ファイルを添付することができます。電子ファイルにより添付できない場合、特許要約版等の紙資料(18部)を別途郵送等で送付することが可能です。その場合、電子申請時のファイルと対応がつくように、電子申請システムから出力したメモ(別送品送り状)を同封してください。

Q5-5. 電子申請の受付期間は、いつですか。

A5-5. 平成 20 年 1 月 8 日(火)10 時～1 月 15 日(火)17 時です。紙資料による申請と受付期間が異なりますので、ご注意ください。

Q5-6. 前回以前の提案書様式 Word ファイルを持っているのですが、使用して申請してもかまいませんか。

A5-6. 提案書様式が新しくなっています。必ず今回公募中の提案書書式の Word ファイルを使用してください。異なる提案書様式での応募は、要件不備となります。

Q5-7. 提案書のヘッダー(各ページの右上端の挿入部分)は、ファイル名が自動的に挿入される設定になっています。研究代表者名等の識別可能な特別なファイル名とする必要はありますか。

A5-7 ファイル名は現在「teian.doc」となっており、そのまま結構です。ヘッダーの修正や変更等を行わないでください。

Q5-8. 申請書の状況を確認したところ「審査中」となっています。これは提案書を受理していただいたと判断して構いませんか。

A5-8 要件等の審査を経て、正式に提案書が受理されます。受理した場合、応募受付メールを発信します。  
なお、この応募受付メールの発信は、公募期間終了後、約 2 週間程度を予定しています。

Q5-9. 採択・不採択の通知も電子申請システムを通じて行われるのですか。

A5-9. 採択・不採択の通知は郵送にて行います。

## 6. その他

Q6-1. 研究代表者を変更する場合、又は研究チームにおいて研究代表者が欠ける(抜ける)場合、研究の継続はできますか。

A6-1. 原則、研究中止となります。本事業は研究者個人に対しての助成であり、かつ、研究代表者の資質及び研究管理能力を評価し、採択されるものであるからです。ただし、様々な事情があると考えられますので、そのような必要がある場合にはあらかじめご相談ください。

Q6-2. 研究分担者の変更(交代・増減)はできますか。

A6-2. 研究に支障がなければ変更可能です。ただし、NEDO 技術開発機構の承認が必要となりますのでその都度ご相談ください。

Q6-3. 研究代表者が別の機関に異動した場合、研究は継続できますか。

A6-3. 可能です。ただし、NEDO 技術開発機構の承認が必要となりますのでその都度ご相談ください。

お問い合わせは、下記メールアドレスまでお願いいたします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO 技術開発機構)  
研究開発推進部 若手研究 Grant グループ  
メールアドレス: [sangi-201@nedo.go.jp](mailto:sangi-201@nedo.go.jp)